

訪問看護医療DX情報活用加算に係る掲示について

2024年度診療報酬改定に伴い、当ステーションでは、地方厚生局長等に届け出た訪問看護ステーションの看護師等(准看護師を除く)が、オンライン資格確認により、ご利用者様の診療情報や薬剤情報等を取得した上で訪問看護の実施に関する計画的な管理を行った場合、訪問看護医療DX情報活用加算として定められた額を所定額に加算します。

訪問看護医療DX情報活用加算 50 円

これに関係する施設基準は以下の通りです。

- ① 厚生労働省が示す訪問看護療養費及び公費負担医療に関する費用の請求に関する命令に規定する訪問看護療養費のオンライン請求を行っていること。
- ② マイナンバーを用いたオンライン資格確認を行う体制を整えていること。
- ③ 医療DX推進の体制に関する事項及び質の高い訪問看護を実施するための十分な情報を取得、及び活用して訪問看護を行うことについて、当該訪問看護ステーションの見やすい場所に掲示していること。
- ④ ③の掲示事項について、ウェブサイトに掲載していること。

合同会社ライフイズ
訪問看護介護ステーションラフ